

平成 24 年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

愛荘町教育委員会

はじめに

当町では、平成 20 年度に閣議決定された教育振興基本計画、平成 21 年度に策定された滋賀県教育基本計画に基づき、町総合計画にも掲げる「まちづくりの主役は人」という視点に立って、『五愛十心の教育』のまち。学び続け・まちづくりに積極的に参加する町民の育成を目指しています。このなかで毎年教育重点施策を樹立し、学校・社会教育全般にかかわっての基本目標を次に掲げるように決定し、事務事業の推進にあたっています。

この目標にのっとり、学校・園教育にあっては、「生きる力」の育成を基本に、知・徳・体の調和の取れた心豊でたくましい幼児・児童・生徒を育てる学校・園教育の推進を図るため、①基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす教育の充実 ②自ら学び、自ら考え、行動する力を育む教育の充実 ③豊かな人間性と社会性を育む教育の充実 ④地域に開かれた、信頼される学校（園）づくりの推進 ⑤教職員の資質の向上 ⑥教育環境の整備に努め、また、社会教育にあっては、①人権尊重の精神を育む教育・啓発活動の推進 ②自立する心を育む青少年の育成 ③充実した人生を拓く生涯学習の推進 ④地域に根ざした歴史・文化の承継 ⑤心豊かな生涯読書の推進 ⑥健康で元気あふれるスポーツの推進 ⑦施設環境の整備を掲げています。

こうした取り組みを進めるにあたっては、各施策や事業を効果的に行っていくために、現在実施している多くの事務事業の中から主な課題を抽出し、取り組んだ内容や成果等の点検及び評価を実施し、今後の方向性や改善策を示していくことが必要です。

平成 19 年 6 月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行）、各教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について、学識経験者の知見を活用して自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、当町教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するため、平成 19 年度から 23 年度にかけて、毎年事務事業の評価でいただいた点も十分精査するとともに、平成 24 年度の事務事業について点検及び評価を実施し、報告書としてまとめました。

つきましては、町民の皆様はこの報告書をご覧いただき、町教育委員会の取り組みに対するご意見等もお寄せいただくことで、よりよい教育の実現を目指したいと考えています。

今後とも、町民一人ひとりが学びあい、心豊に過ごせるよう、効果的・効率的な事務事業を推進したいと考えていますので、皆様方のご指導とご理解をよろしくお願い申し上げます。

# 教育に関する事務の点検・評価 <平成24年度分>

## 第1章 教育委員会活動

### 1. 組織体制 (24年4月1日現在)

教育委員会	委員長 1人 職務代理者 1人 委員 2人 教育長 1人
事務局	教育次長 1人 主監(学務) 1人 教育振興課 課長 1人 正規 4人 嘱託 2人 臨時 1人 生涯学習課 課長 1人 正規 3人 嘱託 2人 臨時 1人

### 2. 委員会の活動概要

#### (1) 委員会の会議

年3回の定例会を開催しました。また、定例会を開催しない月においては臨時会を開催し、議案審議をいただきました。

定例・臨時	議案件数	選挙関係	その他
定例会	17件	0件	0件
臨時会	26件	2件	2件

#### (2) 視察研修・学校訪問等

国における教育改革が進められる中、教育上の諸問題に対する委員の共通認識を図り、問題解決に向け、視察研修・学校訪問等を実施しました。

事業名	期日	場所	内容
先進地視察研修会	10月18日	水平社博物館	愛知・犬上郡教育委員先進地視察研修会
近畿地区市町村教育委員研修会	10月17日	なら100年会館	平成24年度近畿市町村教育委員研修大会
県町村教育委員連絡協議会研修	4月6日	滋賀県庁新館7F大会議室	町村教育委員会委員研修会
	6月29日	ピアザ淡海	平成24年度第56回本会定期総会
学校訪問	6月25日	秦荘幼・秦荘中 秦西小・愛東小	授業参観、教育課題等に関する懇談
	11月2日	愛知中・愛知幼 愛知小・秦東小 図書館・博物館	授業参観、教育課題等に関する懇談
H25年度使用教科用図書採択協議会	5月23日	彦根市民会館	教育長

#### (3) 教育委員と教育関係者との意見交換

対象	期日	場所	内容
社会教育委員との懇談	12月3日	秦荘庁舎	教育課題に関する懇談

### 3. 点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(平成 19 年法律第 97 号)の一部が改正され、平成 20 年度から教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出しています。

小学校では平成 23 年度から中学校では平成 24 年度から新学習指導要領がスタートしました。当町においても基礎的・基本的な知識・技能の習得をさせ、思考力・判断力・表現力の育成に力を入れます。

教育委員会の点検評価制度も法制化されたため、教育委員会において、それぞれの事務事業について一層活発な論議をするとともに、各委員の自己研鑽はもとより、学校訪問を行うなど教育現場や事業実態の把握に努め、活性化を図る必要があります。今後もより教育現場の実態を把握し、教職員の資質向上に向けた学校訪問活動等に取り組む必要があります。

## 第 2 章 事務局各課

### 第 1 節 教育振興課

#### 1. 組織、事務分掌及び職員 【( ) 書きは、内数の嘱託・臨時職員数】

係・担当	分掌事務	職員数 (人)
教育次長	教育委員会全般	1
主監 (学務)	教育担当全般	1
課長	課内全般	1
庶務担当	・教育委員会の会議および運営に関すること ・教育委員会所管職員に任免その他の人事に関すること ・教育委員会所管予算および経理に関すること	2 (1)
施設担当	・教育施設の整備に関すること ・教育財産の管理に関すること	2
教育担当	・県費教職員の人事・服務、学齢児童生徒の学籍及び入退学、健康診断 ・学校経営・教育活動への指導助言と支援、教科用図書 の採択、外国語指導助手・発達支援に関すること	3 (2)
計		10 (3)

#### 2. 事業の概要

庶務担当は、教育委員会事務局庶務を担当し、各課との連絡調整を図りながら、教育委員会事務局ならびに教育機関全体の事務執行に務めています。

施設担当は、施設管理の面から幼稚園・小中学校の維持管理、施設建設に係る事務を所管しています。

教育担当は、2 幼稚園、4 小学校、2 中学校における児童生徒の就学等学事関係の事務や教職員の人事関係の事務を執行するとともに、学校経営や日常の教育活動の指導助言と支援、さらに、国際理解教育、人権教育、安全教育など、教育課題として掲げられている諸課題の解決に向けて、学校教育全般にわたり指導助言を行っています。

#### 3. 点検・評価

教育委員会は、定例会・臨時会を開催しているが、提案議案も近年多くなってきており、開催日・時間等の調整を要することが大切となってきています。新しい教育 3 法や新学習指導要領の実施に伴い、さらに地域の実態を把握し、教育委員会の活性化が求められています。

施設管理については、小学校空調改修事業では、愛知川東小学校と愛知川小学校にエアコンを設置し、2学期の始業（8月29日）に試運転を開始しました。愛知川小学校周辺環境整備事業では、グラウンド北側の水路、外周路約100mおよびフェンス約140m改修工事に伴う測量設計および整備工事を実施しました。小学校体育館改修事業では、愛知川東小学校と愛知川小学校体育館の老朽化を改修するため測量設計を行いました。幼稚園施設整備事業では、旧愛知川学校給食センターの解体撤去工事のための測量設計を行いました。

愛荘町の子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を柱とした「生きる力」を育成することに重点を置き、教育重点施策に掲げる事務事業の取り組みを深めてきました。

平成23年度は東日本大震災の関係で見送られた全国学力・学習状況調査も、平成24年度は新たに理科が導入され実施されました、調査結果をもとに学習状況を把握し、授業改善をして児童・生徒へ確かな学力をつけるよう、各校で主体的な取り組みを行ってきました。

学力をつける基礎となるのは、まず、学習できる生活環境（早寝・早起き・朝ご飯）・授業規律を徹底的に身につけることから始まることを教職員が共通理解し、次の課題に進むことが大切であると考えています。

また、話している人を見ながら聞くといった学習ルールや学校のきまりを守ること、いじめはどんなことがあってもしないことなど学習の基礎となることも大切にしています。学力では、校内研究で学力の定着を進めているところや朝の10分間の読書、視写、計算・夏季休業中を利用した学力補充等各校それぞれ工夫した取り組みを行っているところです。

さらに、新学習指導要領による新教育課程の全面実施が、小学校においては平成23年度実施、中学校においては平成24年度より実施されました。そのため、各校より新教育課程の研究協議会に参加し研修をしています。

また、近年増加傾向にある発達障がいや特別支援の必要な子どもに対する指導等についても、保護者・関係者ともに課題解決に向け取り組む必要があります。

併せて、愛荘町内の幼稚園・小学校・中学校に在籍している外国人児童生徒の中には、日本語が十分に理解できない子どもたちも多くいることから、日本語指導や生活適応指導に力を注ぎ、一日も早く日本語を理解し、充実した学校生活を送れるようにする取り組みを展開することも重要となっています。

行政としても、学校・園の課題に対し、厳しい財政状況の下ではありますが、サポート体制を確保することも求められていることから、予算獲得などに努め、人的配置や財政的な支援を進めます。

また、柔道部の部活動中の事故により尊い生徒の命が亡くなるという痛ましい事故があったことを受け、「安全・安心な学校生活、学校経営」に重点をおいて、町内各校園長にも定例研修会や機会あるごとに指導を行ってきました。特に、園・学校現場で大切な子どもたちをお預かりしているという自覚のもとに、危機管理マニュアルの再点検と各校園長研修会で交流を行いました。

## 第2節 生涯学習課

### 1. 組織、事務分掌及び職員 【( )書きは、内数の嘱託・臨時職員数】

係・担当	分掌事務	職員数(人)
課長	課内全般	1
	社会教育・人権教育・公民館活動・文化芸術振興・ 社会体育等事業の推進、施策の企画・調整・事業実施、 関係団体の指導・支援に関すること	6 (3)
計		7 (3)

### 2. 事務事業の概要

町民一人ひとりが心豊かで、生きがいのある人生を送ることができるよう多様な学習の場と機会を提供するとともに、その学習の成果を地域社会の中で共に生かし合いながら、みんなで愛あふれる連帯したまちづくりにつなげるため、社会教育、人権教育、青少年教育および文化芸術振興、社会体育振興等の施策に取り組みました。また、町民が気軽に参加できる生涯学習社会の実現に向けた事業を企画実施するなど、町民の学習意識の高揚に努めると共に、町民の自主的な学習活動を総合的に支援する愛知川公民館やスポーツ施設の運営・管理に努めました。

### 3. 点検・評価

幅広い町民を対象に、一般的な教養講座から同和教育をはじめとする人権教育全般にわたり、町民に学び楽しんでいただく場と機会を提供しました。人権教育啓発事業では、昨年、「匿名電話による同和地区問い合わせ事件」と「愛知中学校体育館差別落書き事件」が相次いで発生しました。長年、同和問題の解決を目指して取り組みを進めてきましたが、未だに差別意識や忌避意識が根強く残っているなどの課題も明らかになりました。このことを深く受け止め、広く町民に広報し、同和問題が命に関わる深刻な問題であるとの認識のもと、同和問題を教材としての集落での地区別懇談会の実施や企業などに啓発活動を行いました。さらに、人権に関する考え方や施策の方向性をたずねるために、平成23年度に実施した「人権に関する町民意識調査」を活用し、人権教育を推進していくための教材を作成しました。今後も社会問題として継続的に啓発していく必要があります。

また、「愛荘町民文化祭」では、10月から2月までを文化祭と位置づけて、各種団体と連携をとり周知を行いました。子ども展示と一般展示・舞台発表・記念講演・音楽祭を開催し、また、体験を通じて文化に触れあう事業なども実施し、多分野の文化を町民に提供できました。

町民文化祭における文化月間の設定等新しい試みは、方向性としては評価されましたが、町民に十分な周知の充実を図っていく必要があります。

ハーティーセンター秦荘の愛荘町文化協会による指定管理は3年目となり運営管理もかなり定着してきました。しかしながら、優れた音響設備等その特性を活かした活動もまだ十分とはいえ、また、町民ニーズの把握にも課題が残っています。

子どもたちを対象とした事業である、「愛知川エコロジーキッズ」や「秦荘子どもトライアル」では、環境を守ることや、多くの体験活動を通しての仲間づくりとリーダーの育成を図ることを目的に実施しました。

特に、愛知川地区と秦荘地区の小学生の交流事業としての「わんぱくアドベンチャーキャ

ンプ」は、海と山の大自然豊富な国立若狭湾青少年自然の家で、カッター活動・室内でのゲームをはじめ、水泳や奉仕活動などを通して、自分たちの役割を、それぞれが協力しながら行うことによって、学年を越えた仲間づくりに寄与したものと思われます。しかし、近年では、スポーツ少年団の活動にも参加している子どもたちも多く、事業内容・日時、募集方法について、今後、子どものニーズの把握に努め、検討する必要があります。

青少年の健全育成では、愛のひと声パトロールや青少年育成パトロールを行い、子どもたちの安全を確保し、青少年の健全な育成を図るための環境づくりを推進しました。

体育施設の指定管理は、平成 21 年度から「民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に、経費の節減を図る。」ことを目的に導入しました。本年度も自主事業として、昨年度に引き続きテニススクールを開催し、一定の成果が上がりました。また、体育施設の整備事業として、愛荘町中央スポーツ公園内の天然芝グラウンドが完成し、アーチェリー場として使用可能となり、各体育施設と総合的に町民のニーズにあった生涯スポーツの拠点となる施設となりました。

### 第 3 章 教育機関

#### 第 1 節 歴史文化博物館

##### 1. 組織、事務分掌及び職員 【( )書きは、内数の嘱託・臨時職員数】

係・担当	分掌事務	職員数(人)
館長	歴史文化博物館全般	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史文化博物館の管理運営に関すること</li> <li>・ 文化芸能に関すること</li> <li>・ 指定管理に関すること</li> <li>・ 文化財保護に関すること</li> <li>・ 埋蔵文化財調査等に関すること</li> </ul>	5 (3)
計		6 (3)

##### 2. 事業の概要

歴史文化の薫り高いまちづくりの拠点施設として、郷土資料の調査・研究や、収集保管を行ない、年間にわたって季節特別展示・企画展示を開催しています。

また、町民参画による「ふるさと展」を開催して地域の文化遺産発掘を行なうとともに、地元の歴史文化に対する意識向上を図っています。

その他、歴史・文化にかかわる講座・講演会・教室などを年間を通して開催するほか、子ども火おこし体験教室や春の芸能鑑賞会など、毎年実施しています。

##### 3. 点検評価

###### (1) 歴史文化博物館の管理運営

県内の歴史博物館の多くが採算を度外視する運営状況ですが、こうしたなかにおいて、年間 3 度の特別展示、3 度の企画展示を新たな企画のなか工夫して開催しており、観覧客の満足度は高いと思われます。

博物館は、博物館法に示されているように調査・収集・研究・展示をもって運営されています。単に展示を行なって集客するだけの機関ではありません。地域の情報を調べ、その地域に密着してその歴史・風土・文化を展示につなげる工夫をしています。加えて開催に際しては綿密な広報を行い、来館を促す措置をとっています。

平成 24 年度来館者数は 1 万 9 千人弱でしたが、例年の通り秋の行楽シーズンに 7 割を占めており、紅葉の時期以外の集客を増加させる努力を行なっています。また、博物館の立地する場所が愛荘町域の端であることから、愛知川地域からは遠距離であり、いまだに隔りがある状況にあります。これに対しては「ふるさと展」を行なって、愛知川域の集落展示を行ない、少しずつでも愛知川エリアの人々の足を向けるよう、努力している状況です。

平成 25 年秋の湖東三山スマート I C の開設によって遠方の観光客のアクセスが容易になることもあり、今後は京阪神に向けての広報も十分にしていかなければならないと考えています。

## (2) 文化財の保護と活用、地域資源の発掘と活用

建築等の埋蔵物調査に手をとられるなか、多くの文化財修理、計画も行なわれました。金剛輪寺三重塔の吹き替え工事、2 年計画で明壽院庭園内護摩堂及び茶室の修復工事が実施され、前者は落慶を見えています。愛荘町としての貴重な文化財を護るのは将来への贈り物であり、我々に与えられた義務であると考えます。こうした文化財保護にかかわる補助金の申請を活発に行い、町民の方には工事の公開を行なうなどで理解をいただき、より文化財を身近に感じていただく努力をしています。

明壽院庭園内護摩堂及び茶室の改修が平成 25 年に完了するのにあわせて、平成 24 年度は新たに金剛輪寺明壽院庭園の修復に関する庭園整備委員会を立ち上げ、平成 25 年度に金剛輪寺明壽院庭園修復設計を行い、翌年より改修に入る予定をしています。

また、文化財の発掘に関しては、文化財保護審議委員会を開催し、前年度町指定にした「地券取締総絵図」40 舗に、指定できていなかった自治会所有等の 10 舗を追加指定しました。

こうした、後世に残して行かなければならない文化財は数多く残されており、調査を進めて行かねばなりません。

## (3) 指定管理施設の管理運営

郷土の偉人館・西澤眞藏記念館、愛知秦氏の里古墳公園や目賀田城跡公園の指定管理施設の管理運営については、地元の理解を得ながら地元に着目した管理運営がされてきましたが、郷土の偉人館・西澤眞藏記念館については平成 25 年度で指定管理の期間が切れるのを機会に自治会が指定管理から外れたい旨の報告があります。今後についてはこれまでの状況を的確に把握し、自治会と協議して適切な方向へと導きたいと考えます。

## 第 2 節 図書館・びんてまりの館

### 1. 組織、事務分掌及び職員

【( ) 書きは、内数の嘱託・臨時職員数】

係・担当	分掌事務	職員数(人)
課(館)長	課内全般	1
	図書館行事、図書購入・管理に関する事、地域行政資料の収集・管理・提供に関する事、資料保存および寄贈本に関する事 びんてまりの館の管理運営、保存会の活動に関する事	14 (9)
計		15 (9)

### 2. 事務事業の概要

秦荘図書館、愛知川図書館・びんてまりの館では、自ら学び考える時代の人づくり、地域文化の向上を目指して、それぞれの特徴を活かしながら、運営しています。地域行政の資料をはじめとする多様な資料収集・提供を通して、町民の読書に関する要望に応えるよう事業を推進してい



ます。また、びん細工手まりを伝承してきた文化風土の調査研究や地域文化の発信も行っています。

### 3. 点検・評価

#### (1) 図書館

「まちじゅう読書の宣言」を実践すべく、愛知川・秦荘図書館それぞれが地域の住民ニーズに合ったサービスを展開しています。

図書館での資料の貸出数は、町民1人あたり、16冊程度ですが、この数は、同規模自治体と比較すると全国トップクラスとなっています。

両図書館では、定期的にお話会を開催しており、秦荘図書館では、幼児向けのお話会の他に、乳幼児向けのお話会を行っています。今年度は愛知川図書館でも、乳幼児向けのお話会がスタートしました。おはなしボランティアのみなさんの参加協力もあり、こうした方々が図書館とともに愛荘町の子ども読書活動を支えています。また、ブックスタートやブックスタートボランティア育成事業を子ども支援課や子育て支援センターをはじめとする関係施設等との連携によっても、子どもとその保護者が本を楽しむ機会が増えています。子どもと本をつないでいきたいと考えている町民のために今年度、秦荘図書館では、「おはなし入門講座」(全3回)を開きました。

愛荘町の全小学校、中学校へは、図書館がお話の出前やブックトーク訪問に行く他、学級への貸出も行っています。愛知川地区は、愛知川図書館が、秦荘地区は秦荘図書館が、それぞれの地区を受け持っています。その他、つくし保育園、愛知川幼稚園、秦荘幼稚園、自治会の子ども会や老人会へもお話の出前や団体貸出をしています。

また、両図書館では、地域資料への関心を高めてもらうために古文書教室を開催し、秦荘図書館ではおおむね60歳以上の方を対象とした「音読教室」を毎月開いています。

さらに今年度は、10月から11月にかけて、図書館フィステバルを行い、世界のバリアフリー絵本展、講演会、人形劇、コンサート、マガジンリサイクル、スタンプラリー等の行事を行いました。他にも、「日食教室(日食メガネ工作)」「(愛知川・秦荘)」「星空かんさつ会」「(愛知川)」「科学であそぼう」(秦荘)等親子で楽しめるこれらの行事を通して、町民の来館機会を増やすことに努めています。

平成23年に行った図書館システム更新、図書館ホームページのリニューアル、インターネット予約のスムーズな運用によって利用者の利便性は向上しています。

湖東定住自立圏内の図書館とは、共同開催イベントや合同研修を行うなどし、協力関係を深めています。今後も、県立図書館、国立国会図書館をはじめとする県内外の図書館、町歴史文化博物館をはじめとする関連施設との協力をすすめつつ、図書館資料やサービスの充実を図り、町民の求める資料情報が確実に届くように努めていきます。

#### (2) 愛知川びんてまりの館

総合計画「共に育つ学びと文化のまちづくり」(歴史文化の継承と活用)に基づいて、びん細工手まりの技術継承、普及はもちろん、図書館と共に、読書と郷土とまちづくり、手しごとの文化や地域の歴史をテーマに、企画展やワークショップ等を開催。滋賀県や町社会福祉協議会、地元県立高校、近江上布伝統産業会館と連携する等、芸術や福祉、教育、産業という分野を超えた連携に努めました。

こうした運営実績をふまえ、図書館・びんてまりの館が人々の暮らしに一層役立つよう、新たな利用者の獲得、リピーターの増大を目指す必要があると考えます。そのため今後も継続して地域の実情についての把握に努め、多様な資料を収集提供し、積極的に行事を開催します。

### 第3節 給食センター

#### 1. 組織、事務分掌及び職員 【( )書きは、内数の嘱託・臨時職員数】

係・担当	分掌事務	職員数(人)
所長	課内全般	1
給食センター	・学校給食の企画運営・衛生管理、共同調理場の施設管理に関すること	4(2)
計		5

#### 2. 事業の概要

給食センターは、稼動して1年が経過しましたが、その間円滑な運営に努めています。アレルギー対応食も提供し、より個人に応じた安心・安全な給食が提供できるようになりました。「効果的な投資」「効率的な運営」「高度な安全性の確保」「食育の推進」を目標とし、その達成に努めています。

#### 3. 点検・評価

子どもたちの食生活を取り巻く状況は、朝食欠食率や孤食の増加、カルシウム不足や脂質の過剰摂取等の偏った栄養摂取等さまざまな問題が指摘されており、その結果、将来の生活習慣病の増大が懸念されているところです。また、一方では、食材価格の上昇、食品の安全を阻害する事件・事故などさまざまな問題や課題が発生しています。

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達のため、栄養のバランスを考え調和のとれた給食を提供すると共に、学校給食を「生きた教材」として有効に活用し、「食べる」という行為を通して、食に対するルールやマナーを指導するとともに、献立を通じた栄養指導、準備、後片付けによる奉仕、協力、社会性の指導、「生命」の大切さや「食べ物」に感謝することについてなど、「食」に対する指導の推進に努めています。

このような状況の中、安心・安全な学校給食を提供するため、学校・園の給食担当者等と連携しながら、限られた財源により、効率的・効果的な学校給食の管理・運営に取り組みました。

給食実施日数・・・年間 194 日

給食実施食数・・・平均 2,490 食/日

(幼稚園 273 食、小学校 1,505 食、中学校 688 食、センター24 食)

給食方法・・・・・・週 5 回完全給食

アレルギー対応食については、食物アレルギー対象児が他児と変わらず学校生活を送れ、給食が楽しく十分な栄養が得られることを目的に、7大アレルゲン(卵・牛乳・小麦・えび・かに・そば・落花生)を対象とした対応食を実施した。

(そばは、給食に使用していないため除く。)

アレルゲン別対応人数

卵	18人	牛乳・乳製品	11人
落花生	9人	そば	6人
えび	8人	かに	5人
小麦	1人	合計延べ人数	58人(実人数 22人)

給食センターにおける業務状況の検証については、調理委託業務、配送業務および日常の書類の報告業務について、日々、確認・検証を行い、仕様書やマニュアルどおりに実施されていないければ、その都度、指摘・改善し検証しました。さらに、稼動して1年経過での総括

検証として、調理業務については、平成 25 年 1 月 25 日に、厨房機器については、平成 25 年 1 月 24 日に、配送業務については、平成 25 年 1 月 23 日にそれぞれ行いました。その検証結果については、各委託業者へ報告し、できていない項目については改善するよう指導しました。

調理業務検証：検証項目 62 件（内指導項目 3 件）

厨房機器検証：検証項目 17 室（各室ごとに検証）（内指導項目 2 室、2 機器）

配送業務検証：検証項目 24 件（内指導項目 3 件）

以上のことから、成長期にある生徒等の健康保持増進と体位の向上を図るため、栄養のバランスを考慮し、多様な食品の組み合わせや調理の工夫をすることにより、より一層楽しい魅力的な給食を目指すと共に、自然の恵みや勤労への感謝の気持ちが持てるよう園・学校と連携を取りながら、「食」に関する指導を継続していきます。

また、衛生管理及び食の安全については、学校給食管理基準および大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、管理面の徹底を図り、安心・安全な給食の提供に努めます。

所管ごとの細事業の執行状況については、町が公表している主要施策の成果のとおりです。

● 意見

**五愛十心の教育について**

教育理念「五愛十心の教育」をもとに、各部署共通の推進目標として引き続き取組まれており、「互いに支えあい、自らが高めようとする」人が集まれば、教育はもとより、まちづくりの強い地域の力になると信じています。

一歩進めて、全町民や関係者のものとして定着させるには、さらに時間が必要だと思いますが、各方面が長く認識を持ち続けることだと思います。

園、学校、地域社会や個人の教育、そして文化、体育等の広範な教育の場で周知を図り、見守り育成するのは大変なことです、更に推進を願います。

**町情報の活用について**

日々の変化が目まぐるしいなか、与えられる情報は多くとも当然のものとし、早期に入手することを要求する昨今です。教育の場でも、例外ではありません。

昨年 8 月の町広報誌は、中学生が姉妹都市・米国ウエストベント市民との交流に続き、相互援助協定を結んだ栃木県・那珂川町の中学生と貴重な交流体験をしたと伝え、教育現況の情報提供は好評でした。生きたニュースは被災の人たちへの救援意識を高め、町協力事業の展開への足掛りになると思います。

また、町防災行政無線から学校の対外試合の成績や、県外旅行の行動が速報されることは、保護者や家庭への明るいメッセージでもあります。教育施設の行事や結果についても「声の町広報（速報版）」として、担当者からの声で伝えられたら各方面で好評だと思います。

**個人から共有への生涯学習**

町内集落（自治会）やその他の団体が、地域づくりへの取り組みにより住民参加の催しや余暇活動が盛んです。また、公共施設の講座や教室などの利用者が年々増加しているとのことです。身近な所で自分に合った学習を選択して参加できることは、良い環境にあります。

こうした生涯教育の高まりと、地域で作上げた文化などの産物は、いわば共有資源として大切に守り続けたいと思います。関係部署の施策遂行に賛同しつつ意見を述べると、「各施設の行事などを調整して、複数施設や団体が協同して合同運営ができないか」また、「集落等でネットワーク化（連携）を図れないか」と考えます。

**歴史文化博物館の活用**

博物館の開館 20 周年と湖東三山スマートインターチェンジ開通を記念して、春季特別展が計画されています。湖東地域の中核博物館として今日までの実績と、まちじゅうミュージアム愛荘を町内外に示す良い機会であり、町ぐるみの支援で是非成功させたいと思います。これを機に、同館を広く知ってもらうための長期間の取組みが望まれます。

まず、園、学校、愛好者の管内施設の見学や体験発表への施設使用、生態学習会の開催や無料一般公開の検討をしてはと考えます。また、隠された文化財の発見と、地域博物館としてのち密な学究を助ける集落（自治会）支援の「ふるさと展」の充実にあると考えます。

**● 意見**

地域の子どもたちの様子を見ながら、ここ数年で次の2点が大きく変化してきているように思っています。

まず、第一点は、子どもたち同志のつながりの希薄化です。

第二点は、個々の子どもたちの課題の多様化です。

これらを、どの場面で感じているかではありますが、まず、第一の点については、以前は、夏休みのラジオ体操が終わった後に、ランニング、サッカー、鬼ごっこ等、テーマを決めて、20～30分ほど遊んで帰る姿が多く見られたのですが、最近では体操が終わればみんなサッと帰ってしまう姿が普通になってしまっていること。更に、子どもたちが集まっても、テレビゲーム等に取り組む姿が目立ち、虚構の世界での楽しみが中心で、共に汗をかきながら走り回る姿が少なくなってしまったことからであります。

第二の点は、子どもたちが集まって何かをしようとした時、一つのことに全員が集中することが中々出来ず、とり組む子、余り取り組まない子、個々人によって対応がマチマチになってしまう場面が多くなってきたことからであります。

これらの現状を念頭におきながら「平成24年度組織目標の評価」を読ませていただきました。

**1. 幼児・学校教育の充実**

教育は基本的に人的配置がベースになります。町独自で支援員、臨時講師、外国語指導助手等、多く人員を配置いただいていることは、町の教育に対する積極的な姿勢が現れていて、大変有り難い取り組みだと思えます。

臨時講師については、少人数指導枠で配置いただいているものと読み取らせていただきましたが、子どもたちの課題の多様化は今後もより進んでいくものと考え、学校・園の現場のニーズによって弾力的な運用が行われるよう願っています。また、各種のボランティアの活用も進めておられているようですので、地域上げて支援する体制の充実を期待します。

郷土読本（仮称）「わたしたちの愛荘町」編集については、郷土学習を進める上で大変有効なものと考えます。ほぼ基本的な枠組みは決まり、最終段階にはいっているようですが、現場の先生方の十分な論議の上に出来上がることを願っています。

施設整備の改修及び充足に関しても、限られた予算の中で着実にメンテナンスを中心に努力されている姿がうかがえました。ただ一点、評価書の小学校体育館改修事業の今後の対応覧では25年度愛知川小学校の体育館の改修とありましたが、25年度事業では24年度に引き続き両小学校の設計委託料の計上となっていて、予算の段階での変更だとは思いますが、残念に思いました。

**2. 生涯学習の推進**

生涯学習を進める上で拠点を確かなものにするには、最も重要なことだと思います。その意味で秦荘地域の公民館という拠点を失ったことは大変残念であり、年を重ねるにしたがってジワリジワリと活動面に影響が出てくるのではないかと危惧しています。その意味で、当面を乗り切るとの観点でなく、将来的展望を見据えて公民館活動のあり方と、その拠点をどのように展望するのかを明確にして頂くことを期待します。

児童・生徒を対象とした生涯学習施策については、参加者の減少傾向のあるものも見られる

ようです。しかし、様々な取り組みを通して、子どもたち同志の繋がり、結びつきが出来ることは貴重な機会であることは明らかなです。大変難しいことではありますが、児童・生徒の考え等の変化を十分捉え、施策そのものの評価を、児童・生徒の変容にまで掘り下げて検討することが今求められているように思っています。その評価が出来る指導者の配置を願います。

多くのボランティアの協力によって、学校を地域全体で支援していく体制を充実していく取り組みは、教育委員会が窓口となって取り組んでこられてこそ、ここまで発展してきたものと考えます。今後は、学校が中心になって取り組んでいく方向への移行が確認されているようですが、この面での学校での取り組みには限界が見えており、当面は乗り切れても早晚縮小方向へ向かうことは明らかなで、再考頂くことを願っています。

### **3. 生涯スポーツの推進**

スポーツ少年団については、指導者の方々はボランティアで大変な努力をいただいていることは十二分に理解しているつもりですが、地域の子どもの様子からみていると、余りにもその活動一辺倒という傾向が強いことを危惧しています。子どもたちの全面発達を願う時、他の社会活動にも参加できる体制がとられることが望ましいのではないかと常々考えています。

### **4. 歴史文化の振興と活用**

歴史に目を開くことは、自分たちの立ち位置を明確にすると共に、今後の方向をも指し示してくれるものと考えます。その意味で、地域に密着した歴史を私たちに提供いただくことは大変有り難いと思います。地道に拾い集めて提示して頂くことを願っています。

### **5. 芸術文化の振興**

ハーティセンターを中心に様々なイベントが催され、多くの町民が参加の機会が与えられることは大変ありがたいことだと思います。

最初に記しましたが、子どもたちの文化状況が虚構の世界、ゲーム等の占める割合が多く、本物に触れる機会が少ないことを危惧しています。24年度は、文化協会と県の文化振興事業団との連携で、各小学校での演奏会が行われたようですが、例年は本物の芸術鑑賞の機会は殆どないように聞いております。せめて年一回、本物の音楽、演劇等に全員の子どもの浸れる予算が組まれるよう切望します。

### **6. 青少年健全育成**

この取り組みは、直接青少年に働きかける取り組みより、環境を整える活動に力点を入れなければならない活動だと思います。その意味で、各種団体が広く関わって頂いており、地道な取り組みを期待します。集落での青少年育成組織の充実の方向も出されてはいますが、大変難しいことながら、この面での最大の課題は、組織だけでは不十分で、集落内の青少年を把握できる人の育成だとも思っています。このあたりの論議をいただければ有り難いと思います。

● 意見

○ 子どもの学力向上について

子どもの学力向上のためには、教職員の指導力向上や家庭学習の充実が必要です。教職員のための校内研修や、様々な教育活動の外部講師の講習などを取り入れ、学校と教育委員会とがしっかりと共通認識を持つ必要があると考えます。さらに学力調査などの結果を分析し、本町の現在の児童、生徒の実態、課題を把握し、小・中学校が強く連携し指導方法等を検討していくことが重要だと考えます。

○ 幼稚園送迎バス運営について

保護者の負担軽減、公平なサービス提供の面からも、送迎バス運営は必要だと考えます。引き続き安全対策に努めて継続して頂きたい考えます。

○ 施設・設備について

学校等の改修・環境整備事業は、教育活動の内容的充実という観点から非常に重要であり、速やかに行われることが望ましいですが、その際には生徒や保護者、地域住民からの提案も積極的に募り、活かしていくのがよいのではないかと考えます。

○ 生涯学習、スポーツの推進

子どもの読書活動の充実は、保護者をはじめ大人の読書活動が豊かに営まれている環境のもとで実現できるものです。今後も図書館利用のために積極的な活動の推進が望まれます。

また近年子どもの体力低下が問題となっていますが、本町でも土地柄自動車をほとんどの交通手段とする生活習慣となっています。体力向上の基礎は歩く、ということです。幼児の頃より歩く習慣を身に付けられるように町としても積極的に推進して、生涯スポーツの振興に努めて頂きたいと考えます。

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理および執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図るものとする。